

# 市民参加実施予定シート

担当課： 図書館

予定  
 令和8年4月1日時点

## (1) 市民参加の手續の実施予定について

事業 タイトル	第3次流山市子どもの読書活動推進計画策定	市が考える 市民等への影響	〈メリット〉子どもの読書環境の整備・充実や読書活動の推進、読書活動に対する理解・関心の向上と普及を通じて、子どもたちの生きる力を育み、豊かな心を育てる。		
正式名称	第3次流山市子どもの読書活動推進計画策定		〈デメリット〉 特になし		
概要	令和8年度で計画期間が終了する「第2次流山市子どもの読書活動推進計画」の次期計画を、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づく市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画として策定するもの。			上位計画の有無	有(国)

## (2) 市民参加の対象事項について ※該当する項目を黒塗り(■)

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)		市民参加の手續を実施しないもの (第5条第2項の規定)	
■	(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(1) 軽易なもの
<input type="checkbox"/>	(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	<input type="checkbox"/>	(2) 緊急に行わなければならないもの
<input type="checkbox"/>	(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
<input type="checkbox"/>	(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由	
<input type="checkbox"/>	(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		
<input type="checkbox"/>	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合		

## (3) 市民参加の方法について

市民参加の方法 (条例第6条第1項)						
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	関連するHPの広報ID	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由	
複数 実施	審議会等	R8/1月~3回程度	公募の委員を含む 審議会委員	1027954	生涯学習審議会	専門的な知見や市民の声を取り入れながら議論することが有効であるため。
	パブリックコメント手続	R8/9月	市民等	未定		素案を広く周知するとともに、素案に対する具体的な意見を聴取できると考えたため。
	その他(アンケート調査)	R7/9月~11月	市内小・中学校の児童生徒、 高等学校の生徒、年長 児保護者等		アンケート調査	市内の子どもの読書状況の現状を把握し、計画に反映させるため。

## (4) 市民参加のスケジュール (予定)

令和7年度			令和8年度											令和9年度	
4~9月	10月~3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4~9月	10月~3月
←————→ アンケート調査		←————→ 生涯学習審議会(諮問・答申など)							←————→ パブリックコメント						

## (5) 当初予定からの変更履歴 ※変更があった場合のみ記入

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由
アンケート調査	令和7年10月23日	実施時期を延ばし、対象に年長児保護者を追加(未就学児の読書状況を把握するため)			
審議会等	令和7年10月23日	生涯学習審議会開催日が確定したため。			
パブリックコメント手続	令和8年3月20日	審議会開催中にパブリックコメントを行うことで、より市民の意見を計画案に反映しやすくするため。			
審議会等	令和8年3月20日	生涯学習審議会開催回数が確定したため。			